

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日（金曜日）

定款変更の効力発生日

- ・ 第1条 平成27年10月1日（木曜日）
- ・ 第32条および第41条 平成27年6月26日（金曜日）

以上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (商号)</p> <p>当社は、<u>ダイソー株式会社</u>と称し、英文では、<u>DAISO CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第32条 (取締役の責任免除)</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第41条 (監査役の責任免除)</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (商号)</p> <p>当社は、<u>株式会社大阪ソーダ</u>と称し、英文では、<u>OSAKA SODA CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第32条 (取締役の責任免除)</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p><u>当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第41条 (監査役の責任免除)</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>

現行定款	変更案
<新設>	<u>附則</u> <u>第1条の変更は、平成27年10月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、第1条の変更の効力発生日をもって、これを削除する。</u>